

市民会館使用料

種別	区分		使用料					単位：円	
			午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	昼間 9時～17時	昼夜間 13時～22時		全日 9時～22時
大ホール (楽屋等の 附帯施設を含む)	入場料を 徴収しない 場合	平日	12,000	24,000	29,900	35,600	52,100	59,200	
			8,400	16,900	20,900	24,900	36,500	41,500	
		土・日曜 祝祭日	17,100	32,100	37,300	46,200	65,100	78,000	
			12,000	22,500	26,100	32,400	45,600	54,600	
	入場料を徴収する 場合(会費制を含む)	1,000円 未 満	平日	17,200	34,800	42,500	51,000	73,500	85,500
				12,000	24,400	29,800	35,700	51,500	59,900
		土・日曜 祝祭日	23,300	45,000	55,200	65,400	95,500	112,400	
			16,300	31,500	38,700	45,800	66,800	78,700	
		1,000円 以 上 2,000円 未 満	平日	22,900	46,700	56,900	67,000	97,400	113,100
				16,100	32,700	39,800	47,000	68,200	79,200
	土・日曜 祝祭日	30,300	59,500	74,300	85,700	128,900	150,300		
		21,300	41,600	52,000	60,000	90,200	105,300		
2,000円 以 上	平日	27,500	55,200	67,500	79,800	115,500	135,200		
		19,300	38,700	47,300	55,900	80,900	94,700		
	土・日曜 祝祭日	36,000	70,900	88,200	101,900	152,700	179,300		
		25,100	49,700	61,800	71,300	106,900	125,500		
中ホール (楽屋等の 附帯施設を含む)	入場料を 徴収しない 場合	平日	5,000	10,000	13,700	14,200	22,300	27,300	
			7,000	11,800	15,900	17,900	26,400	32,800	
	入場料を徴 収する場合 (会費制を含む)	平日	5,900	11,900	16,300	17,000	26,500	32,500	
			8,300	14,000	18,900	21,300	31,400	39,000	
会議室 (附帯備品を含む)			1,100	1,500	1,900	2,400	3,100	4,100	
展示室 (附帯備品を含む)			1日につき 2,000円						
厨 房 ・ 食 堂			石垣市使用料条例(昭和47年石垣市条例第45号)の定めによる						

●備 考：

- (1)大ホール使用料で区分中(平日及び土・日曜祝祭日)上段は本舞台、又は本舞台と前舞台をあわせ使用する場合、下段は前舞台のみを使用する場合の料金とする。
- (2)大ホール使用日の前日において準備及び舞台稽古のために使用する場合は当該使用料の5割額とし、それ以外は入場料を徴収しない場合の料金とする。

●超過料金：使用時間を超過して使用する場合は、1時間(30分未満は切捨て30分以上は1時間とみなす)を限度として次の使用料を徴収する。

- (1)12時～13時までの1時間については午前使用料の3分の1の額
- (2)17時～18時までの1時間については午後使用料の3分の1の額
- (3)22時～23時までの1時間については夜間使用料の3分の1の額

●冷房料金：冷房料金は、次のとおりとする。

- 大ホール 1時間につき7,000円
- 中ホール 1時間につき3,000円
- 会 議 室 1時間につき 300円
- 展 示 室 1時間につき1,000円

●営利・宣伝を目的とする使用：商業宣伝、若しくは営利、又はこれらに類する行為を目的として使用する場合は使用料は、次のとおりとする。

- 大ホール 入場料を徴収する場合の2,000円以上の使用料区分欄を適用
- 中ホール 当該使用料の20割額
- 会 議 室 当該使用料の20割額
- 展 示 室 当該使用料の20割額

●使用料の算定において、100円未満の端数が生じたときはこれを切上げ100円とする。